

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

島根国民年金 事案 322

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年12月まで

夫の転勤に伴い、昭和47年4月に社宅に引っ越して来てしばらくの後に、「国民年金に任意で加入したら、年金が多くなる。」とA市区町村職員に勧誘されたが、同年7月ごろの水害で被害を被ったため、翌年の48年4月に加入した。

国民年金保険料については、社宅に集金に来ていたA市区町村職員に手渡していた。集金時に、国民年金保険料を渡し、その場でピンク色の納付書（領収証）をもらっていたことを覚えている。

申立期間が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入時期、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等について具体的かつ詳細に申し立てしているところ、これら申立内容は、申立人が申立人の国民年金保険料を集金していたとする当時のA市区町村職員及び同町の供述と一致していることが確認できるなど、その申立内容の全体を通じて不合理な点は見られない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年1月12日にA市区町村で払い出されていることが確認でき、申立人は、その約2か月後にB市区町村へ転出しているところ、申立人が申立人の国民年金保険料を集金していたとする当時のA市区町村職員は、

48 年ごろに申立人の国民年金保険料を集金していた旨の覚書を申立人に提出している上、「申立人宅には四半期ごとに、何回か集金に行った。」と供述していることからすると、当該職員は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日以前から、申立人の国民年金保険料を集金していたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年11月まで
申立期間の国民年金保険料は妻が納付したが、還付を受けた記憶は無いので、当該期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの期間については、申立人が保管する「国民年金保険料納付通知書並に領収証書（一般）」及び、A市区町村が保管する「国民年金収滞納一覧表（控）」により、申立人は、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

また、「還付・充当・死亡一時金等リスト」によると、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、53年3月8日に還付決議されたこととなっているが、当該期間は国民年金の強制加入の被保険者対象期間であり、国民年金保険料を還付すべき特段の理由が見当たらないとともに、国民年金保険料を還付した場合に本来特殊記録として保存されるべき特殊台帳が存在しない上、当該リストに掲載された国民年金の被保険者情報のなかには、オンライン記録に掲載された被保険者情報と一致しない情報が散見されるなど、還付記録自体に不自然さがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和52年10月及び同年11月の期間については、A市区町村の「国民年金保険料収滞納一覧表（控）」によると、申立人が国民年金保険料を納付したとする記録は見当たらない上、申立期間当時の住所地であるC市区町村及びD市区町村は、当時、申立人が国民年金に加入していたこと、及び国民年金保険料を納付していたことを示す記録は無いとしている。

また、「還付・充当・死亡一時金等リスト」により、申立人の昭和52年10月及び同年11月の国民年金保険料を還付した記録が見当たらないことから、同年7月から同年9月までの国民年金保険料の還付決議が行われた53年3月時点では、52年10月及び同年11月の国民年金保険料は未納とされていたものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和52年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月1日から55年4月1日まで
昭和54年2月1日から55年3月31日までの期間、A事業所(現在は、B事業所。)の嘱託員として同事業所C出張所に継続して勤務したにもかかわらず、54年4月1日から55年4月1日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する辞令書、B事業所が保管する同辞令書に係る決裁文書(写し)及び申立人の同僚の供述により、申立人は、申立期間において嘱託員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所は、「嘱託員はすべて厚生年金保険に加入させており、申立人についても、厚生年金保険料を給与から控除し、社会保険事務所(当時)に納付したと思う。申立人だけ厚生年金保険に加入させていなかったとは考え難い。」と供述している上、昭和54年6月から57年3月までの期間、A事業所で人事を担当していた元同事業所職員も、「申立期間当時、嘱託員はすべて厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時、嘱託員としてA事業所に勤務していた二人の同僚はいずれも、厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和53年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月23日から同年11月13日まで
② 昭和28年11月14日から29年1月14日まで

申立期間①はA事業所（現在は、B事業所）に、申立期間②はC事業所D出張所に勤務した。技能資格を所持していたので、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管する家計簿及び日記の記載内容から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、「社内の資料を調査したが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に関する記録や入退社の記録は無かった。また、当時の従業員及び有資格者の厚生年金保険加入の取扱いに関しては分からない。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①当時、A事業所において厚生年金保険に加入している同僚の二人はいずれも、「入社後、半年以上経過してから厚生年金保険に加入した。」と供述しており、事業主は当時、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が保管する家計簿及び日記の記載内容から、申立人がC事業所D出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、C事業所D出張所は、申立期間②当時から現在まで、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当時、実際に管理業務を行っていたC事業所E出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、申立期間後の昭和29年12月1日であり、申立期間当時は適用事業所に該当していないことが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、C事業所E出張所において、30年1月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる者は、連絡先が不明であるなどの理由により、当該事業所における厚生年金保険料の控除等に係る状況について供述を得ることができない。

さらに、C事業所は、「申立人の氏名及び生年月日を基に過去の人事記録を確認したが、申立人が、申立期間当時、D出張所やE出張所に臨時職員等として勤務した記録は確認できなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 10 日から同年 11 月 10 日まで
社会保険事務所（当時）で船員保険の被保険者記録を照会したところ、A社で勤務していた昭和 47 年 1 月 10 日から 48 年 2 月 18 日までの期間のうち申立期間について、船員保険に加入した記録が確認できなかった旨の回答を受けた。

しかし、昭和 47 年 1 月 10 日にA社に入社後、同年 3 月にB港で外国航路の貨物船であるC船に乗り込み、48 年 2 月 18 日にD港にて下船してすぐに退社したので、申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務したとしているA社は、法人登記簿によると平成 5 年 9 月 15 日に解散しており、当該登記簿で確認できる同社元役員（4 人）に申立人の当時の勤務状況、船員保険の適用等について照会したところ、回答が無かった。

また、申立人は、申立事業所においてE職として勤務していたと申し立てているところ、A社に係る船員保険被保険者原票において、申立期間当時、同社に勤務していた同僚（9 人）から聴取した結果、複数の者が「申立人を知らない。」と回答し、申立人と同じE職であったとする同僚の一人も、「申立人の名前だけは聞いたことがあるが、勤務していた期間までは知らない。」と回答していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことをうかがえるような供述は得られない。

さらに、申立人は、「A社では、1 航海について勤務したのみであり、そのときの船舶がC船であった。」と申し立てているが、当該同僚によると、申立期間当時、C船の1 航海は1 か月半から 2 か月ほどであったとの供述が複数あるところ、申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認すると、申立期

間直後である昭和47年11月10日から48年2月19日までの期間において、A社に係る加入記録があることが確認できる。

加えて、申立人は、船員手帳を保管しておらず、申立期間における雇用保険の加入記録も確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、被保険者証番号に欠番も認められないことから、申立人に係る船員保険記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。